

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 新十津川町社会福祉協議会
所在地	樺戸郡新十津川町字中央306番地3
電話番号	0125-76-2600
代表者氏名	会長 小林 透
設立年月日	昭和51年9月3日
事業者が行う 他の業務	指定居宅介護支援、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定障害者居宅サービス（居宅介護・重度訪問介護）、地域活動支援センター事業（受託）、地域生活支援事業（受託）、介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）

2 事業所の概要

事業所名	新十津川町地域包括支援センター
所在地	樺戸郡新十津川町字中央306番地3
電話番号	0125-72-2030
事業所指定番号	0107100083
管理者	宮本昌枝
サービス提供地域	新十津川町

3 職員体制

職 員	業 務 内 容	人 数
管 理 者	事業所業務管理	1名（常勤）
保健師、主任介護支援専門員 社会福祉士、介護支援専門員	介護予防支援及び介護予防 マネジメントの提供	2名以上 （管理者含む）

4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（ただし祝日、12月31日から1月5日までを除く。）
営業時間	午前8時45分～午後5時30分まで

5 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

当事業所の職員が、介護予防を必要とされる高齢者等に対し、適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行うことを目的とします。

(2) 運営方針

ア 利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるように配慮して行います。

イ 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づき、適切な介護予防サービス等が総合的かつ効果的に提供されるように支援します。

ウ 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立って支援します。

エ 関係機関との連携を図るとともに、提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立な業務の実施に務めます。

6 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容

(1) 相談体制

事業所内に相談室を整備し、利用者及びその家族等からの相談に適切に対応しま

す。また、必要時は訪問を行い適切に対応します。

(2) 介護予防サービス・支援計画及び介護予防アセスメントの作成

利用者の意欲を高め、自立の可能性を最大限に引き出し、利用者による主体的な取組みを支援します。他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携や地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行います。また、利用者等に対して、ケアプランに位置付ける指定介護予防サービス事業者等について、複数の事業者の紹介を求めることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。

要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療との連携に十分配慮します。利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先医療機関に提供していただくよう依頼します。

(3) サービス担当者会議

介護予防サービス・支援計画及び介護予防アセスメント原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該原案に位置付けた介護予防サービス事業者等の担当者を召集して、サービス担当者会議を開きます。

7 利用料金

(1) 利用料

介護予防サービス・支援計画及び介護予防アセスメントに係る自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等がある場合は、一旦自己負担をしていただく場合があります。

(2) 交通費

無料です。

(3) 解約料

利用者及び家族の方は、いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

8 緊急時及び事故発生時の対応

利用者の体調が急変した場合、事故が発生した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は、医療機関に適切に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

9 苦情の受付

(1) 専用窓口

(受付窓口) 新十津川町地域包括支援センター

(電話番号) 0125-72-2030

(FAX) 0125-76-3505

(担当者) センター長 平 石 一 弘

(受付時間) 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時30分

(ただし、祝日、12月31日から1月5日までを除く。)

(2) 行政機関及びその他苦情受付機関

新十津川役場 子育て・福祉グループ	所在地	新十津川町字中央301番地1
	電話番号	0125-72-2035
	FAX番号	0125-76-2785
空知中部広域連合	所在地	奈井江町字奈井江10番地28

(オンブズパーソン 事務局)	電話番号	0 1 2 5 - 6 5 - 6 7 6 7
	F A X 番号	0 1 2 5 - 6 6 - 2 1 3 8
北海道国民健康保険 団体連合会	所在地	札幌市中央区南 2 条西 1 4 丁目
	電話番号	0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 7 5
	F A X 番号	0 1 1 - 2 3 3 - 2 1 7 8

10 ハラスメントの防止

職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 当事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ア 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - イ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ウ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象です。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

11 虐待の防止

当事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (2) 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 虐待防止責任者を次の通り定めます。役職：管理者 氏名：宮本昌枝

12 感染症対策

当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13 業務継続に向けた取り組み

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 指定居宅介護支援事業所への委託について

当事業所は利用者の合意の上、介護予防サービス・支援計画及び介護予防アセスメント作成業務を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。

15 その他

(1) 資質の向上

職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けます。

(2) 秘密保持

職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 (事業所名) 新十津川町地域包括支援センター
(住所) 樺戸郡新十津川町字中央 306 番地 3
(代表者) 会長 小林 透

(説明者) _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受けました。

利用者 (住所) _____

(氏名) _____

署名代行者 (住所) _____

(氏名) _____